

印紙税法第5条第3号の規定
により印紙は貼付しない

貸付番号

第

号

借 用 証 書
(普 通 ・ 特 別 ・ 住 宅 ・ 在 宅 ・ 災 害)

金 額	千	百	拾	万	0	0	0	0	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額を沖縄県市町村職員共済組合貸付規則（以下「規則」という。）及び沖縄県市町村職員共済組合貸付規則施行細則（以下「細則」という。）を承知のうえ、次の条件により借用しました。

- 貸付利率は、年1.26%（災害貸付にあつては年0.93%、在宅介護住宅貸付にあつては年1.00%）とし、規則に規定する貸付利率に変動が生じた場合にあつては、変動後の利率を適用する。
- 貸付金及び利息は、規則第14条の規定により毎月償還又は納付する。
- 借受人に次の事由が生じたときは、理事長からの即時償還命令により期限の利益を失う。
 - 組合員の資格を失ったとき。
 - 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
 - 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
 - その他規則及び細則に違反したとき。
- 前項に定める事由の他、破産の申立て、民事再生の申立て及びその他これに準ずる裁判上の手続きがあつたときは、何らの通知催告をせずに期限の利益を失う。
- 借受人は、前2項の事由によって期限の利益を失った場合、未償還元利金をただちに償還できないときは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第48条及び第115条に基づき、給与、退職手当又は年金等の給付金から未償還元利金を弁済する。
- この貸付について、訴訟が生じたときは、現住所の如何にかかわらず 沖縄県市町村職員共済組合の住所地の裁判所をもってその管轄とする。
- この貸付について、公正証書を作成する必要が生じ、その作成の要求があつたときは、いかなる場合でもその要求に応ずる。
- 未償還元利金の一括償還ができない場合、組合が本証書記載の債権を保全するため、貸付に係る情報を全国市町村職員共済組合連合会及び同連合会が保険契約を締結した保険会社に提供することを予め同意する。

沖縄県市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日 所属所名

借受人 住 所

氏 名

実印

※(普通・特別・住宅・在宅・災害)欄中、該当事由に○を付けてください。

※借受人の印鑑登録証明書を添付してください。

※印鑑登録証明書の印を押印してください。